

経営者のための法律相談Q&A その21

賃料増額・減額の請求について～今の賃料そのまま？～

1 賃料の基本的考え方

日常生活において、建物や土地の賃貸借というのは、実に身近なテーマだと思います。誰しも、学生時代には、賃料の支払いに苦慮したり、あるいは、事業を始めてから、固定費として、比較的大きな割合を占める賃料に、頭を悩ませて いる経営者も多いことと思います。

この賃料は、特殊なケースを除き
貸主と借主が合意して決定するもの
であり（通常は、賃貸借契約書など
で定めます）、契約自由の原則があ
るので、どのように賃料を設定して
も構わないし、その賃料を支払わな
ければ契約が解除され、明け渡しな
どを請求されることもあります。

それでは、このいつたん決めた賃料は、相手方が納得しない限り、未 来永劫、変更することはできないの でしょうか。

3 裁判所の調停で協議します

まず、賃料の減額を請求した借主にしてみれば、当面、減額分の賃料を振り込むこととなり、貸主がこれを受け取らず、供託したとき等には最終的には裁判所の調停手続で協議することとなります。

逆に、賃料の値上げを請求した貸主は、借主が、値上前の賃料しか支払ってこないときにも、同様に、裁判所の調停手続を利用します。

聞いてみるのも、よいでしょう。

私自身も、非常勤裁判官として、賃料増額・減額の調停は多数扱つてきました。

どうしても話し合いで解決できない場合には、訴訟に移行し、裁判所の判決という形で、金額が決定されることになります。

いざれにしても、賃料が不当に高いなあ、或いは、安いなあ、という状態であれば、まずはどうするか、弁護士等の専門家に気軽に相談してみてください。

2 貸料増額・減額請求ができます

もちろん、貸主としてはたまつたものではありません。あるいは、逆に、一方的に賃料の増額を要求された借主も、寝耳に水といった状態で、途方に暮れるでしょう。

ここで考慮されるのは近隣の相場であるとか、特別な縁故関係に基づいて、相場とは異なる賃料が設定されているといった事情、あるいは契約の更新状況などです。

(本稿担当)

東広島事務所
今田 健太郎

お互いの主張が出尽くした時点において、最終的には、裁判所の調停